

# アメリカザリガニとアカミミガメに関する環境省の取組

環境省 自然環境局 野生生物課  
外来生物対策室長 大林 圭司

## 1. 外来生物法

外来種問題は、わが国の生物多様性保全にとって、最も大きく、かつ喫緊の課題の一つになっています。

わが国における外来種対策は、2005（平成17）年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」に基づき実施されてきました。この法律は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。特定外来生物は、もともと我が国に生息・生育しておらず、海外から人為的に導入された外来生物のうち、我が国の生態系等に重大な被害を及ぼす、又はそのおそれがあるものを特定外来生物として指定するもので、その卵・種子、その他器官（根・茎など生きているものに限られる）及び外来生物が交雑することにより生じた生物も含まれます。また、本法律でいう外来生物とは、外来種のうち国外由来のものであり、また原則として明治元年以降にわが国に導入されたと考えられる生物を対象としています。

特定外来生物については、現在156種類（2021（令和3）年9月末時点）が指定されており、港湾等で見つかって大きな話題となったヒアリやアカカミアリのほか、ほ乳類ではアライグマやマングース、鳥類ではガビチョウ、は虫類・両生類ではカミツキガメやオオヒキガエル、魚類ではオオクチバスやブルーギルなどの名前は聞かれたことがあるのではないのでしょうか。植物に関しても、オオキンケイギクやオオハンゴンソウなどの陸生の草本類に加え、各地の湖沼で問題になっている水草類も指定されています。

指定された種については、飼養、栽培、保管又は運搬や輸入等を原則的に禁種については、飼養、栽培、保管又は運搬や輸入等を原則的に禁止しています。学術研究等の限られた目的で飼養等する場合、これを適正に管理することができる施設を有している等の基準を満たしていれば、申請を行い、主務大臣の許可を得ることで、飼養等を行うことができます。



特定外来生物に指定されると規制される事項

※ これらの規制に違反すると、最高で懲役 33 年、罰金 300 万円（個人）又は 1 億円（法人）が科される場合があります。詳しくは、ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

また、特定外来生物の他に、外来生物法による規制対象として、未判定外来生物を指定し、輸入を制限しています。

アメリカザリガニとアカミミガメは、生態系に大きな影響を及ぼしておりますが、特定外来生物には指定されていません。何故でしょうか。

環境省が実施したアンケートによると、アメリカザリガニは飼養されているのが約 540 万匹、アカミミガメについては約 160 万匹と推定されています。現在の外来法の特定外来生物に指定すると、許可を取る手間を嫌って大量遺棄されてしまい、より生態系に悪影響を与えるのではないかと危惧されてきたからです。かといって何もしないと生態系に対する悪影響が広がり続けます。そこで大量に飼養されている侵略的外来種であるアカミミガメ等について、大量に捨てられること等の影響が出ないように対策を実施した上で、段階的な法規制の導入を行うこととしました。

## 2. アカミミガメ及びアメリカザリガニ対策の現状と対策

アカミミガメ対策で環境省が取り組んできた中でトピックとなったのは、2015(平成 27)年のアカミミガメ対策推進プロジェクトです。目指す方向として、

- ・ 国外からの輸入のストップ



### 3. 制度の見直しに関する検討状況

制度の見直しについての最新の動きについても最後に言及しておきます。令和元年度に外来生物法の施行状況の検討、課題の洗い出しを行う「外来生物法施行状況評価検討会」を3回、具体的な制度の検討を行う「外来生物対策のあり方検討会」を本年1月に設置し、外来生物防除を実施しているNPO法人、学識経験者、販売関係団体、地方公共団体、港湾管理者など幅広い関係者からの意見も伺いながら、8月までの5回の会議を経て提言を取りまとめました。その提言を下に現在、中央環境審議会において外来生物法の今後講ずべき措置について審議中です。

その中で、アカミミガメとアメリカザリガニについては、大量遺棄を招かない規制を検討すべきとしており、現時点での規制する行為の案として、

- ・ 輸入、放出
- ・ 販売または頒布を目的とした飼養(その他の目的の飼養等は守るべき基準を設定)
- ・ 販売、購入または頒布を目的とした譲り渡し等

\*特定外来生物同様、生業の維持、学術研究、展示、教育、公益目的の場合は個別に許可となっております。現在この案についてはパブリックコメント中(令和3年10月15日～11月15日)ですが、本シンポジウムでも皆様の意見をお聞きできればと思っています。